

高知大学大学院総合人間自然科学研究科（修士課程）
人文社会科学専攻学位審査基準

1. 学位論文評価基準

下記（１）～（３）の評価基準すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

（１）研究内容、目的、意義

- 1 当該分野の学術論文としての形式を備えていること
- 2 先行研究を踏まえていること
- 3 当該分野の研究の発展に寄与するものであること

（２）結論

- 1 全体が論理的に構成されていること
- 2 研究手法上文献資料調査、フィールドワーク等が必要な場合、その結果を踏まえて結論が導き出されていること

（３）参考論文に対する要件

特になし

2. 審査体制・方法

（１）審査体制

審査委員には、当該学生の主指導教員を含み、かつ、当該学生の所属するコースの教員及び論文内容に関連する科目担当教員のうちから３名以上を選出するものとする。なお、学位論文の審査にあたって専攻会議が必要と認めたときは、他の専攻の教員、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（２）審査方法

最終試験は、履修規則第９条第１項に定める単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者に対して、その学位論文及びこれに関連する授業科目について筆答または口頭によって行う。ただし、第５条に定める研究報告書を提出した場合の関連する授業科目については、筆答及び口頭によって行うものとする。

成績の評価は、合格または不合格とする。